

議員提出議案第2号

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年6月23日

提出者	さぬき市議会議員	江村 信介
賛成者	さぬき市議会議員	高嶋 正朋
賛成者	さぬき市議会議員	真部 茂
賛成者	さぬき市議会議員	多田 雄平
賛成者	さぬき市議会議員	中澤 誠
賛成者	さぬき市議会議員	森田 浩之
賛成者	さぬき市議会議員	中川 睦彦
賛成者	さぬき市議会議員	谷木 伸行

## 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書

最高裁判所は2015年12月の判決において、夫婦同姓制度を「合憲」としつつも、「制度のあり方は国会で論じられ、判断されるべき事柄に他ならない」との結論を出した。また、2021年6月の判決においても同様の判断が示された。

現行の民法は、婚姻時に夫婦いずれか一方の姓を改めることとしている。しかし、家族のあり方も多様化し、女性の活躍を推進する現代において、社会の考え方や価値観も確実に変化しており、2021年12月に行われた選択的夫婦別姓制度に係る内閣府の調査では、当該制度に関する法整備の必要性について、7割を超える国民が導入に賛成あるいは容認としている。

これらを反映した世論の動向に鑑み、最高裁判所の趣旨を踏まえつつ、国会及び政府の責務として制度のあり方を議論していかなくてはならない。

よって、国においては、社会に開かれた形で選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

香川県さぬき市議会

### 【提出先】

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣